

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるインドネシアの発効について

2022年11月9日

日本商工会議所

11月7日付で外務省等のホームページで公表されているとおり、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の署名国であるインドネシアが、11月3日にRCEP協定の批准書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託しました。この寄託により、すでに発効済みの日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランドに加え、2023年1月2日に、インドネシアについても発効することとなります。

（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001144.html

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221107003/20221107003.html>

発効日は2023年1月2日ですが、年末年始は第一種特定原産地証明書発給システムを停止して、本件にかかるプログラムの追加・更新のほか、「RCEPのHSコード移行に伴うプログラム入替」等の作業を行い、1月4日（水）朝、システムを再稼働するとともに、RCEP（インドネシア）の判定・発給の受付を開始する予定です。スケジュールの詳細は後日改めてご連絡いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)